

新小学校1年生の保護者への皆様へ
「新入学児童学用品費」の前倒し支給のお知らせ

葉山町では、お子さんを町立小学校へ就学させるにあたり、経済的な理由でお困りの方に対して学用品費や給食費などの費用の一部を援助する「就学援助制度」を設けています。

就学援助の認定者のうち、小学校1年生のお子さまがいる世帯に「新入学児童学用品費」を支給していますが、これを町立小学校入学前に「入学準備金」として前倒し支給できる制度を設けています。ご希望される方は、次の条件をご確認のうえ、提出期限までに手続きをしてください。

【対象となる世帯】

全ての条件を満たす方が対象となります。

1. お子さんがいる世帯が葉山町に住民票を有していること。
2. お子さんが令和6年4月に町立小学校1年生として入学予定であること。
3. 令和3年中の所得が就学援助制度の認定基準※を満たしていること。

※令和4年中の所得合計が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯

※令和5年1月1日以降に転入した世帯は、所得を証明する書類が必要です。

準要保護世帯所得額の目安(各世帯の構成人数、年齢等により異なります)

世帯人員	世帯構成	世帯全体の所得額
3人	父母40歳、子10歳	3,470,000円
4人	父母40歳、子10歳・子5歳	4,000,000円
5人	父母40歳、子5歳・子10歳・子13歳	4,950,000円
6人	父母40歳、子5歳・子10歳・子13歳、祖母70歳	5,560,000円

【申請方法について】

(1)提出書類

小学校入学準備金交付申請書(兼世帯台帳)

※申請書は学校教育課窓口(保育園・教育総合センター2階)で配付しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

※令和5年1月1日時点において葉山町に住民票がない方は、世帯全員分の令和5(2022)年度の所得証明書を添付する必要があります。詳しくは、令和4年1月1日時点に在住の市区町村住民税担当課へお問い合わせください。

- (2)提出先 学校教育課
- (3)提出期限 令和6年1月31日(水)
- (4)支給額 54,060円
- (5)支給時期 令和6年3月中旬予定

【注意事項】

- 令和6年度の就学援助(学用品費・給食費など)を希望される方は、入学後、改めて小学校などで別に配布する就学援助費交付申請書を提出する必要があります。
- 令和6年3月に前倒し支給を受けた方は、町立小学校1年生に支給する「新入学児童学用品費等」は支給できません。
- 現在、ご兄弟が町立学校に在籍し、就学援助の認定を受けている方も毎年度申請が必要です。

【その他】

「小学校入学準備金」が支給された場合、入学後に第1学年を対象とする「新入学学用品費」は支給されませんが、支給額に変更があった場合は、新年度に認定を受けた方に差額を支給します。

問合せ先

葉山町教育委員会 学校教育課学務係 電話(046)876-1111 内線 7221